

オルタナティブな銀行の「社会的」な融資

——コミュニティ・デベロップメント・バンクについて——

唐 木 宏 一

1. はじめに

コミュニティ・デベロップメント・バンク（以下 CD Bank）とは、米国において、荒廃したコミュニティの再生を図る地域住民自身の自立的で自律的な活動であるコミュニティ・エコノミック・デベロップメント（以下 CeD）に対して資金の融資等金融サービスの提供を営利事業として行う銀行である。その活動の領域は、大都市中心部に位置し居住者のマイノリティ比率が高く政府や企業による様々なサービスが他のエリアに比べて十分に提供されないようなエリアであるインナーシティから農村部まで多岐にわたっている。日本のアカデミズムでも近年取りあげられている¹⁾「狭い地域の地域社会を営業基盤とし、その地域の『小企業の生命線、家族事業の助け手』たることを自らの存在理由としている小銀行」²⁾であるコミュニティ・バンクと CD Bank とは、前者が既存のコミュニティの維持もその目的とし、新規に地域に流入したマイノリティ等を取引相手としないことがあるという点で、必ずしも一致するものではない。従来一般の銀行が取引を回避する傾向にあった地域の貧困層との取引等 CeD の領域に対し金融サービスを提供すること、経済性だけではない社会性が、CD Bank がコミュニティ・バンク等の一般の銀行と異なる最大の特徴である。

CeD に対して資金を供給する金融機関コミュニティ・デベロップメント・ファイナンシャル・インスティテューション（以下 CDFI）には様々な形態があるが、CD Bank は社会的な総合金融サービスの提供を本来的に経済性が優先される営利の事業として行う点がユニークといえる。

CD Bank の嚆矢とされ、CD Bank の活動を世に知らしめたシカゴのショアバンクが事業を開始したのは1973年であったが、その活動に特に注目が集まるに至ったのは近年のことで、1990年代半ば以降当時のクリントン大統領によって当初のCD Bank100行構想からCDFIファンドが創設される等の支援政策が始まってからのことである。クリントン民主党政権からブッシュ共和党政権への交代に伴い、政府によるCDFIに対する支援は後退しているが、ソーシャル・インベストメント・フォーラム（主として金融関係者によって構成され社会的責任投資に関する調査・教育を行うNPO：以下SIF）の主催によるCDFI支援キャンペーン“1% IN COMMUNITY”が2002年に始まるなど、CDFIに対する期待は引き続き大きいといえよう。

本研究の目的は、CD Bank そのもののみを分析するのではなくそれを取り囲む環境との関係を踏まえながら、分析の枠組みとして企業と社会をとらえる視点をまず検討（2節）したのち、CD Bank の機能、構造を分析し、意味を検討する（3節）ことで、社会的事業の遂行にあたっての政府・企業・市民社会の3セクターの関係や営利企業の社会性について考察する（4節）ことである。

2. 企業と社会をとらえる視点

本節では、次節以降のCD Bank の分析に先立ち、分析の枠組みについて検討する。

米国において企業と社会の関係に関する議論は、企業の規模と影響力の拡大に伴う公害問題や労働問題等企業の経済活動がもたらすネガティブな影響に対する社会（企業外）の側からの批判、いわゆる「企業の社会的責任」についての議論として登場してきた。これに対し当初アカデミズムにおいては、東西冷戦を背景にイデオロギー的に資本主義・自由市場を擁護する立場にたち、企業の目的は資本収益の最大化であるとするM.フリードマンに代表される規範論的基本主義的なアプローチが支配的であった。が、産業構造の高度化・巨大企業の誕生と社会への影響の増大、それに伴う大衆消費社会の到来とベビー・ブーム、ベトナム戦争の長期化と景気の悪化という社会の変化を受け、コミッティー・フォー・エコ

ノミック・デベロップメントの1971年の報告書 *Social Responsibilities of Business Corporations* に代表される「啓発された自己利益」説やデイヴィスとプロムストロームが1971年の *Business, Society and Environment* で述べた「権力－責任均衡法則」等企業が「社会的責任」を負う理由についての議論や、キャロルの段階的責任論³⁾等収益の最大化も含めた企業の社会的責任とは何かについての議論が高まるに至った。それらの議論は各々問題を含むものの⁴⁾、社会の変化を背景に規範論的アプローチよりも広い視野に立ち企業を分析するに至った点は評価できると考えられる。

このような文脈のなかから1980年代に登場し、現在も米国ビジネス・スクールのコース等実践的経営教育の場において重視されている議論が、利害関係者すべてを考慮した経営を求めるステイクホルダー理論や企業のあり方に対する倫理的な批判からスタートしたビジネス・エシックス理論である。両者は互いに結びつきながら、“Business and Society” と呼ばれる領域の議論の重要な部分を占めている。それらは、それ以前の議論に比べるとより企業の外部を意識した議論となっているとはいえるが、やはりそれ以前の理論と同様、企業と社会の相互に影響を与え合うダイナミックな関係を説明しきれていない。すなわち、両者とも基本的に企業：経営者の立場からの議論であるということである。ステイクホルダー理論において利害関係者とは自社の行為に対する反応を考慮するといえ結局働きかける対象でしかないし、ビジネス・エシックス理論に関してはすべての時代すべての場所に通じる規範設定の困難性や、ある規範をその場所・時代における社会契約と仮定したとしても社会の変化に伴う規範の変化を社会契約論では明確に説明できないといった問題がある。前者には双方向性の、後者には経時的変化の視点が乏しいともいえよう⁵⁾。その一方で、現実社会における企業と社会の関係は、1980年代以降のNPOの発達に伴うNPOによる企業評価やソーシャル／グリーン・コンシューマリズムといった形態での社会の側からの企業評価の広まりや、社会的責任投資 (Socially Responsible Investment 以下SRI) への注目とその漸次的な広まりにより、一層の変化を続けている。

これら従来の議論に共通する問題点は、企業とそれをとりまく外部環境として

の社会という対立軸の設定にあるのではないか。企業は真空状態の中で活動しているのではない。企業と社会とは相互に影響を与え合い、それによりそれぞれ自身も変わっていくものである。つまり、企業自体が社会との相互作用によって変化していくため、企業を絶対的な観測の基準とすることは、観測結果に歪曲を生じさせる恐れがある。企業をより大きな集合である社会の構成要素の1つとして理解し、他の構成要素との相互の働きかけを通じてそれぞれがダイナミックにさらに変化を続けていく、「社会経済システム」とみる見方が必要であろう。

3. CD Bank の機能と構造

本節では2節の見方を踏まえ(1)にてCD Bankの機能を(2)にて外的構造、(3)にて内的構造を検討したうえで、(4)で以上から導かれる意味を検討する。

(1) 機能

CD Bankの機能を検討するためには、なぜCD Bankが社会を構成する他の主体に影響を与えうるのかから説明する必要がある。それには、CD Bankが資金を供給する対象であるCeDとは何か、その歴史的経緯から理解する必要があるであろう。

CeDは、現代の米国における最も大きな社会問題の一つである大都市インナーシティ問題への対策として注目されている。1960年代後半以降、豊かな社会が次第に実現される一方で、大都市の中心部では居住者の入れ替わり(富裕層白人のより良い住環境を求めての郊外脱出と、空いたスペースへのマイノリティを主体とする貧困層の職を求めての流入)が起こることとなった。マイノリティ層=共同紐帯を持たぬ異質な住民の流入は地域住民の「共同性」を失わせ、従来そこにあったコミュニティを破壊した。一方、流入したマイノリティ層は根強く残存する差別意識から職を得ることは困難であった。そのため、その居住エリアは犯罪等反社会的行為の温床となり、ビル等物的インフラの所有者は改修を放棄、これらを嫌った旧住民はさらに流出しそこにまたマイノリティ層が流入し、地域

の荒廃はさらに進行するといういわば劣化のスパイラルが形成された。新しい居住者であるマイノリティ層は、政府や企業による十分なサービスを提供されず「貧困」状態におかれることとなった。これがインナーシティ問題である。

これに対し、政府主導による選別投資や街区の高質化などの対応がなされ、投入された資金の貧困層への滴下(トリックル・ダウン)による貧困の解消が図られたが、それらは必ずしも奏効してこなかった。

ところが、貧困=問題の本質をセンのいうケイパビリティの剥奪としての貧困、パットナムらのいう「社会資本」の喪失ととらえると、とるべき開発の方策は明らかとなる。それが、①コミュニティ住民による自律的活動であること、②それによって住民が経済的に自立できること、③自律・自立が持続可能であること、の3点を要点とするCeDである。求められるのは上からの開発の押し付けではなく、支援=エンパワーメントなのである。

企業はこのCeDに必要な物的資本、人的資本、知的資本、資金という4つの資本の有力な供給者たりうる。企業による資本の投入は、地域住民にとって奪われていた資本へのアクセス権の回復につながるという意味で、まさにエンパワーメントとなる⁶⁾。

CeDに携わる企業が脚光を浴びるようになったのは政府による福祉領域のサービス供給が後退した1980年代中盤以降であるが、一般に企業が積極姿勢を示すようになってきたのは、90年代になりインナーシティが企業にとって様々な可能性(潜在的マーケット、商品サービス改善の源泉、労働者の供給源)を有することを企業が認識し、景気の安定を背景に(限られた資源を有効に使うという本来の意味では好景気を必要としないものであるが)「戦略的フィランソロピー」に乗り出した比較的近年のことである⁷⁾。

上記4つの資本のうち、それによって他の3つの資本を直接調達するという点で、資金は特に重要な資本といえる。が、次項で詳述するように金融機関が融資差別を行っていたため、資金はインナーシティの事業主体にとって最も得ることが困難な資本でもあった。これをコミュニティに供給するものがCDFIであり、営利企業としてそれを事業として行うものがCD Bankである。

ところでCDFIがCeDに貸金・投資を投入するためには、そのための原資として資金を預金等により集める必要がある。CDFIにとって預金等はその活動に対する社会からの支持といえる。預け入れる側はCDFIへの資金投入にあたり預金が払い戻しされなくなるデフォルト等のリスクを負うこととなるが、CD Bank及び信用組合CDCUへの預金は一定額までではあるが預金保険の対象となるため、それらは広く安定的に預金を集めることが可能であり、それゆえ資金を安定的に供給することが可能である⁸⁾。

資金の借り手である事業者は、資金というエンパワーメントを受け事業を開始・拡大し、事業を通じて人々は生活を向上させる一方人と人とのつながりが新たに生まれ、破壊されたコミュニティの再生・新生が始まる。これがCD Bankの機能であり、CD BankはCeDにおいて有効に機能しうるのである。

(2) 外的構造

従来一般の金融機関は、荒廃するコミュニティに対してむしろ与信の忌避(レッドライニング：マイノリティ層の多く住むエリアを地図上で線引きし、そのエリアの居住者に対して貸出をしない等差別的な取り扱いをすること)という姿勢でのぞんだ。差別を受けたエリアの住民は建物等インフラを改修しようとしてもその資金を借入れできないため、むしろレッドライニングが都市の劣化を促進した面も指摘できる。この金融機関の問題行動への規制として設けられたのが、当初1977年に制定され、89年に強化がなされた地域再投資法(Community Reinvestment Act 以下CRA)である⁹⁾。

CRAは条文の冒頭に「地域コミュニティの信用需要に継続的かつ積極的に応じていく義務」を明記し、対応状況の劣る金融機関に対しては預金保険の申請や店舗の設置や改修、合併など業務に制限を与える。各金融機関の対応状況格付け(4段階評価)や評価書はインターネット上に公開されている¹⁰⁾。評価は金融機関の立地するエリアのセンサス・レポートに基づく各所得層の分布に対する貸出・投資・サービス提供の状況を分析し行われる。CRAによりメインストリームの金融機関もコミュニティに目を向けざるを得なくなったわけであるが、近年

は新たなビジネス機会としてこれに積極的に取り組むケースもある¹¹⁾。

しかし、CRAの制定される以前より、信用機会の平等を謳い、インナーシティをはじめとする政府や企業による十分なサービスを得られないエリアの再開発を事業ドメインとする金融機関は存在していた。それが、CD BankなどのCDFIである。CDFIは銀行形態のCD Bank、信用組合CDCU、ローン基金CDLF、ベンチャー・キャピタルCDVCF、マイクロ・ローンMDLFの5種類があり、それぞれ事業目的や統治形態、対象顧客や資金源などが異なる。各々の詳細については表1を参照されたい。

表1 CDFI各種業態比較表

種類 (業態)	CD Bank 銀行	CD Credit Union 信用組合	CD Loan Fund ローンファンド	CD Venture Capital Fund ベンチャー キャピタル	Microenterprise Development Loan Fund マイクロローン ファンド
事業目的	投融资を通じ低所得コミュニティ再建のための資本を供給。	コミュニティの資産や貯蓄の保有促進、信用供与、低所得者への金融サービス提供。	個人や社会的機関投資家から市場を下回るレートで資金を調達し、都市及び農村部の低所得コミュニティの非営利住居・事業開発業者に貸出	コミュニティの不動産事業者や中小起業案件に資本の形態で資金を供給。	個人事業者等ごく小規模で既存の信用供与を得られない事業に関わる低所得の人々に対するローンや技術的支援により事業開発を育成。
統治形態 所有形態	営利企業。 株主の所有。コミュニティの代表者を役員に。	低所得者により所有・運営される非営利金融共同事業体。	NPOや民主的コミュニティ、投資家、借入人が理事会・ローン委員会を構成	営利企業か非営利組織。	非営利・民主的組織。ピア・レンディングのモデルでは借入れ人のグループがローン決定。
借入れ利用者	NPO、個人起業家、小規模事業・住宅開発業者	組合メンバー(通常は個人)	NPO、公共的サービス提供者、小規模事業者	小規模事業者	低収入の個人、起業家
資金源	個人、団体、行政からの預金(市場より低レートも)	組合員及び社会的投資家・行政からの預金	財団、銀行、宗教団体、企業、行政、保険会社や個人	財団、企業、個人、行政	財団、行政

出所：CDFI Coalitionのウェブサイト (<http://www.cdfi.org/>) より。一部抜粋

CDFI は、1994年の CDFI ファンド¹²⁾の創設など政府の支持を得て、また、SRI の一分野であるコミュニティ投資の対象として投資に経済性だけでなく社会性を求める個人・法人・機関投資家の支持・資金投入を得るほか、さらにメインストリーム金融機関より CRA 対応のツールとして支援を受ける¹³⁾など、事業規模・資金量を拡大しつつある¹⁴⁾。以上が CD Bank を取巻く外的構造である。

(3) 内的構造

次に内的構造を見ていこう。一般的に CD Bank を運営していく上では、以下の3点がその主要な構造的特徴として考えられる。

- ①債権内容の不確実性→本体・関連法人・NPO による経営指導→コスト高
- ②小規模事業者向け融資が多い→小口融資に起因するコスト高
- ③預金者による目的を持った預入→固定性預金比率が高いことから生じるコスト高

以上の諸点を1節でもふれた CD Bank の嚆矢として知られるシカゴのショアバンクをケースとして、どのように対応しているかをみていくこととするが、分析に先立ち、ショアバンクについて簡単に沿革、概要について触れておこう。

ショアバンク（設立時はサウス・ショア・バンク。2000年12月に現商号に変更）は1973年に、金融サービスを受ける機会の平等を問題意識として活動していた R. グルジウィンスキーら4人の創業者が金融持株会社イリノイ近隣開発を前オーナーより購入し、創業。都市再開発企画運営を行う不動産開発会社ショアバンク・デベロップメント・コーポレーションや小規模事業者に起業・経営指導を行う NPO ショアバンク・ネイバーフッド・インスティテュート（以下 SNI）、小規模事業への出資・経営支援を行う投資会社ショアバンク・キャピタル・コーポレーション等をグループ内に持ち、CeD の様々な分野に積極的に関与している¹⁵⁾。また、近年はオハイオ州やワシントン州等に積極的に拠点を拡大するほか、東欧諸国の開発にも関わっている。業容面・量的規模については創業以来拡大を続けており（表2参照）、2001年末時点で預金量855百万米ドル、貸金量662百万米ドルと、我が国の信用金庫中規模クラス並となっている。

表2 ショアバンク(単体)業容推移(単位:千ドル)

年	総資産	預金	貸金	ネット収入	株主資本
1973	44,200	40,600	16,200	159	2,800
1975	42,979	39,107	23,461	194	2,747
1985	120,072	110,450	77,553	1,263	7,650
1995	453,422	365,426	236,668	2,500	23,261
2000	972,256	719,519	513,987	7,518	45,846
2001	1,193,252	855,464	654,728	10,110	53,090

出所: Taub(1988)及びFDICウェブサイト (http://www2.fdic.gov/Call_TFR_Rpts/) 等より

表3 同小規模事業資金貸付収入レベル毎分布状況(#:件数)

Census Tract Income Level	% of Total Number of 小規模事業 (% of #)	Aggregate Lending Data (% of #)	1999		2000		Total	
			#	%	#	%	#	%
Low	9%	5%	20	15%	34	27%	54	21%
Moderate	17%	16%	26	19%	25	20%	51	19%
Middle	40%	43%	31	22%	39	31%	70	27%
Upper	34%	36%	60	44%	27	22%	87	33%
Total	100%	100%	137	100%	125	100%	262	100%

出所: FDIC (2001) (Shorebankの最新CRA評価書)より

それでは、3つの構造的特徴について見ていこう。

①について、ショアバンクのビジネス・バンキング部門の債務者におけるマイノリティの比率は約52%である¹⁶⁾。また貸出先の地域分布を見ても地区金融機関平均に比し中低所得者層居住エリアに対して厚く貸出を行っている(表3参照)。このことは、従来メインストリーム金融機関が顧客としてこなかった、小規模で銀行取引に慣れておらず経営管理が未熟である可能性の高い債務者が多い可能性、すなわち債権内容の不確実性の高さを意味するものと考えられる。しかし、ショ

アバンクの貸倒れ発生率は98-00年の平均で0.203%¹⁷⁾と非常に低く一般的金融機関に比べ優勢(通常の約10分の1)となっている。その要因としては、関連法人(上記SNI、ショア・アドバイザー・サービス等)を用いての肌理細かい経営指導が考えられる。債務者に対する密接な対応は本来コスト高要因となるが、ショアバンクの場合は関連NPO(SNI)を用いることで、コストの外部的化によりそれをカバーしているといえよう¹⁸⁾。

②について、ショアバンクのビジネス・バンキング部門の平均ローン規模は242千ドル¹⁹⁾。ショアバンクはその立地するエリアがもともと商工業地域ではなく住居地域であったという歴史的経緯から貸付の力点を低所得者向け住宅等、再開発にかかる不動産関連融資においてきたため、事業資金貸付は必ずしも近隣金融機関に比べて小規模とはなっていない。従って本件②に関しては、ショアバンクはケースとして適切とはいえない。しかし、一般論としてCD Bankは小規模事業者を取引対象とする機会が一般的銀行より多いと考えられ、小規模の貸金の占める比率が投入金額当たりのコストを一般的銀行よりも高める可能性が考えられるため、なんらかの対策は必要であろう。一つの方法としては、例えば、CeDの小規模事業育成というミッションとの兼ね合いを当然考慮した上で、貸金の採り上げごとに手数料をとるという方法が考えられるのではない。

③については、ショアバンクの調達構造をしてみると同地区同規模同業態の銀行と比較して、利付預金比率が高いため利付預金の平均金利は高くはないにもかかわらず預金全体の平均金利は他行に比べ高くなっていることがわかる(表4参照)。これは預け入れられる預金がコミュニティ投資という目的をもったものが多いため、定期性・利付きの預金の比率が必然的に高まってしまいうために起こる現象で、CD Bankにとって不可避である。カバー策としては預金金利を市場よりも低めにするという方法が考えられる。

以上のコスト高要因にもかかわらず、コストを運用面＝貸出金利でカバーするのは、社会性要因(コミュニティの経済的自立を助ける)からも、他金融機関との市場競争要因(近年同市場に参入する金融機関が増加)からも困難である。これへの対応策としては、営業エリア外からも広く、そして可能であれば市場に比

表4 同地区同規模同業態銀行との比較(単位:千米ドル)

	Shorebank	Amalgamated Bank	Associated Bank	Manufacturers Bank
貸出金(00/12末時点)	507,247	293,122	476,557	1,043,326
預金(00/12末時点)	719,519	445,028	520,564	1,069,681
利付預金比率	94.00%	70.00%	80.53%	94.68%
預貸率	70.50%	65.87%	91.55%	97.54%
貸出平均金利	8.15%	10.46%	8.38%	8.24%
預金平均金利	4.17%	3.33%	3.76%	3.71%
利付預金平均金利	4.43%	4.76%	4.67%	3.92%
期中従業員数(期末平均)	273	198.5	117	309
一人あたり人件費	45.2	67.9	53.4	59.5

出所:FDICウェブサイトより。右の3行はシカゴ市内で営業中の商業銀行53行の中で、比較的規模の近い州法加盟(連邦準備制度非加盟)銀行。

べて低金利での預金を獲得すること(ショアバンクの場合、その主力調達商品である「デベロップメント・デポジット」は全米より市場並の金利を付与し集めている)や、貸出に関しては、元本の一部保証がなされるものや手数料収入が望めるもの等連邦および州政府のバックアップのある貸出商品(SBA 7(a)、キャピタル・アクセス・プログラム等)に積極的に取り組むこと等が挙げられる。そしてこれらの取組みによりショアバンクは黒字計上、株主への配当を続けている。

(4) 機能・構造のまとめ、意味

CD Bankの機能とは、社会問題の解決へ向けての市民社会セクターの活動への企業セクターからの支援、働きかけとみることができる。市民社会セクターはこの働きかけを肯定的に評価し、CD Bankに対してプラスのサンクションとして資金を預入したり有料の金融サービスを利用したりする。同様に政府セクターは、プラスのサンクションとしてCDFIファンド等のCD Bankの活動を支援する制度を設ける。それらのプラスのサンクション²⁰⁾によって、CD Bankはより活動しやすい環境を得、活動を活発化する。

一方、CRA とは、市民社会に対してマイナスの影響を与える市場セクター：メインストリームの金融機関に対する政府セクターのマイナスのサンクションに他ならない。CDFI に預金・投資をしようという SRI のコミュニティ投資も、CDFI にとっては市民社会セクターからのプラスのサンクションと考えられる。また、CD Bank の内部構造上の問題点であるコスト高要因の1つ（上記③）は、市民社会セクターからのプラスのサンクションの意図せざる結果であり、それらコスト高要因への対応策として CD Bank が利用するのは、政府セクターによって作られた諸制度である。

以上のように CD Bank 及びその外部環境から、3つのセクターがシステム的に相互に影響を与え合い、それによってそれぞれが変化し、新たな関係のシステムを生成してゆく過程を見ることができる。

続いて CD Bank の意味を検討していこう。CD Bank は、メインストリームの金融機関が従来提供してきたサービスでは満たされなかったニーズに応じるものであり、金融機関のオルタナティブといえる。ただし、この場合の「満たされぬニーズ」が一部の者のものであり、すべての人がその同じニーズを持ちうるものではないため、それに応じることが標準とはなりえない。従って、CD Bank はあくまでオルタナティブに過ぎず、メインストリームにとって代わるものとはなりえないであろう。

しかし、オルタナティブの登場を契機にニーズの可視化・顕在化が行われることで、メインストリームは受動的乃至は自発的に活動・あり方を変化させることとなる。ニーズが不公正に起因するものであるならば従来の主流的行動／支配的なあり方に対する批判とそれに基づくマイナスのサンクションがなされ、メインストリームのあり方は変化を余儀なくされる。また、そのニーズが普遍性を持ちうるものであるならば、新たに顕在化した市場に対し働きかけうるようメインストリームは自らその行動を変化させていく。オルタナティブの登場を機に、社会や企業のあり方はそれらを踏まえた新たなものに変化する。本件 CD Bank のケースでは、CRA の制定と CDFI の登場との関係性は明瞭ではないが、CD Bank をはじめとする CDFI と CRA の存在が SRI や CDFI ファンドのプログラ

ムなどを通じてメインストリームの行動に変化を与えている。ここからも、諸セクター、諸要素間の相互作用から新たなセクター、要素間の関係、新たなシステムが生じるダイナミックな動きが読み取れる。

4. 営利企業の「社会性」とは何か

本節では前節までの議論を踏まえて、営利企業の社会性について検討する。

ここで、もう一度 CD Bank の活動状況を見てみよう。CD Bank の活動とメインストリームの銀行の活動とは何が異なるのであろうか。定量的なデータ(CRA の評価書：表3)を見ると、ショアバンクの中・低所得者層居住地域の債務者に対する貸出の総貸出に占める比率は同地区の事業者統計比率に比べ優位を示している。ところが、例えば貸金採りあげの金利については、ショアバンクのビジネス・バンキング部門責任者は、特に低金利の適用はしておらず、市場並乃至はそれを若干上回る金利を適用していると述べているし²¹⁾、SBA 等の保証のつかない融資(プロパー与信)の審査にあたっては、債務者の属性が社会的であるからといって必ずしも優遇するものではなく、一般の銀行同様に事業のキャッシュ・フローを重視した判断が行われている²²⁾。いわば市場原理に従った運営がなされているといってもよかろう。にもかかわらず、定量面において従来満たされていなかったニーズにヨリ応じている(=ヨリ社会性を持つ)という結果が出ているのはなぜだろうか。

その理由は、ショアバンクでは借入れの申し出への対応にあたって、審査以前での申し出人の属性による排除を行っていないということではないだろうか。メインストリームの銀行では、「総合的与信判断」と称し審査以前での排除による借入れ申し出の謝絶をしている可能性がある。この不透明性、先入見による公平性と公正性の欠如が、メインストリームにおいて「社会性」を減じさせる大きな要因の一つになっていると考えられる。すなわち、公平性と公正性、及びそれらが欠如していないことを明示する透明性こそが、営利企業の社会性：「社会的責任」の必要条件となるのではないだろうか。

営利企業である以上、収益というボトムラインを基準からはずすことはできな

い。それに「社会性」というもう一つのボトムラインを加える場合、それを量るにあたっては公平性、公正性、透明性が基準たりうるということが、以上より考えられよう²³⁾。「社会的」な融資とは、これらの3つの属性を備えた姿勢に基づく融資である。そして、それらの属性を事業の中核におく社会的企業 (Social Enterprise) が、近年欧米で注目を集めているように、現代の社会では求められるようになってきたといえよう。

また、「ショアバンクは事前的な排除を行わない」という社会からの評価が、従来排除されてきた層に属する優秀な事業者をショアバンクにヨリ向かわしめる一方、他セクターからのプラスのサンクションを引き出し、それらがショアバンクの社会的、経済的パフォーマンスを一層の向上へと導きうるものとも考えられる。収益性とは別次元にあると考えられていた社会性が収益性に影響を与えうることを、営利企業は改めて認識する必要がある。

5. 結語

本研究の目的は、CD Bank の機能、構造を分析し、意味を検討することで、社会的事業における3つのセクターの相互関係や営利企業の社会性について考察することであった。まず、社会経済システムという枠組みを導入することで営利企業による一見すると営利追求に結びつかない活動の説明が可能となる。その枠組みに基づき、CD Bank とそれをとりまく環境の関係とそれらの構造的特徴、満たされぬニーズへの回答としてのCD Bank の社会的事業の遂行において、3つのセクターがシステムの相互に影響を与え合い、それによってそれぞれが変化し新たな関係のシステムを生成してゆく過程を見ることができた。また、公平性と公正性、及びそれらが欠如していないことを明示する透明性こそが、営利企業の社会性の必要条件たりうることをCD Bank の具体例から導くことができた。

一方残された課題であるが、まずCeDと金融機関という問題領域に関しては、今回あつたケースがCD Bank のみで、しかもあたることのできたケースが少なかったため、より多くのケース、CDCUやCDLFなど他の業態についても検討が望まれる。次に、営利金融機関と社会という問題領域を考えるならば、今回

は米国の CeD にかかるケースを取り上げたが、他国のケース、例えばオランダのトリオドス・バンクや英国のコペラティブ・バンクといった欧州のソーシャル・バンクや、フィリピンのカード・バンクやボリビアのバンコ・ソリダリオといった開発途上地域において活動する銀行に関しても検討することが望まれよう。さらに、それらの問題領域の拡大をしていくことで、金融と社会をめぐる議論の体系を単に倫理のみに頼ることなく構築していくことが、今後の課題と考えられる。

- 1) 日本金融学会2000年度秋季大会の第2日自由論題のセッションで、「米国のコミュニティバンク」をタイトルに3名の報告が行われた。
- 2) 上記セッションにおける中京大学由里宗之氏の報告要旨より。http://www.en.kyushu-u.ac.jp/~iwata/JSME/00f-yuri.pdf 参照。
- 3) Carroll, A. B., (1979) *Business & Society*, South-West Publishing, p503参照。社会的責任を4段階に分け、経済的責任<法的責任<道義的責任<社会貢献と順序付け、後者ほど高く評価するもの。わが国ではいまだこれに類する考え方が流布しているが、この枠組みに従うと、例えば株主に配当できない企業は社会貢献によってレピュテーションを高め消費者の支持を得るという行動がとれなくなるなど、不都合が生じよう。
- 4) 「啓発された自己利益」、「権力-責任均衡法則」に関する批判を含め、80年代以前のこの領域に関する議論は、谷本(1987)に詳しい。
- 5) 谷本(2002)を参照。
- 6) Friedmann, J., (1992)を参照。
- 7) Porter, M. E., (1995) "The Competitive Advantage of the Inner City", *Harvard Business Review*, 73 (May-June) を参照。
- 8) 但し CDCU の場合、貸出先は組合員のみに限られるという制約がある。
- 9) 90年代に CRA はさらに数次の改訂を経ているが、高月昭年(1999)「銀行構造の変化と資金地元公平還元法の拡大」『証券経済研究』第20号はCRAがレッドライニング対策というよりも金融機関にヨリ積極的社会貢献を求めるものに変わりつつあることを指摘している。
- 10) 公表は各金融機関の監督機関のサイトで行われる。一般的な州法非加盟の商業銀行の場合、監督機関は連邦預金保険公社 FDIC であり、http://www2.fdic.gov/dcacra/index.cfm にて評価書が公開されている。
- 11) 具体例としてはバンク・オブ・アメリカのコミュニティ・デベロップメント・パ

- ンキング部門や、フリート・バンク・ボストンのファースト・コミュニティ・バンク等があげられる。
- 12) CDFI に対する金融・技術支援等を行う CDFI プログラムと CDFI を支援したり直接 CeD に関わる一般金融機関を表彰するバンク・エンタープライズ・アワード・プログラムからなる。
 - 13) 一般金融機関は CDFI に資金を預託することで CRA の評価上プラスとなる。
 - 14) 前述の SIF の調査によると CDFI によって投入されている資金量は、1995年、1997年の40億ドルが1999年に54億ドル、2001年に76億ドルと急増中である。
 - 15) 事業者に対する資金に絡む支援以外に、低所得者に対し貯蓄や生活の改善と向上の指導も行っている。
 - 16) 2001/06/11 に行なった持株会社ショアバンク・コーポレーション、ビジネス・バンキング部門担当副社長 L. スミス氏へのインタビューより。
 - 17) 同上インタビューより。
 - 18) ショアバンクのケースでは上記のようにグループの企業、NPO を利用しているが、NY ブルックリンの CD Bank、コミュニティ・キャピタル・バンクの場合は、外部の NPO や近隣大学の学生グループに債務者の経営指導を委嘱している（2001/06/05に行なった同行副社長兼支店長 J.C. ゲイル氏へのインタビューより）。
 - 19) 上記2001/06/11インタビューより。
 - 20) 市民社会セクターからのプラスのサンクションの例としては、SRI 関連の投資アドバイザーで実際に投資信託の販売もしているカルバート・グループが、ショアバンクの大口預金先となっていること（2001/06/11インタビューより）が挙げられる。また、政府セクターからのプラスのサンクションの例としては、注18のコミュニティ・キャピタル・バンクが2000年12月にニューヨーク州より1千万ドルの預金を受け入れたケースが挙げられる（同預金は同銀行の2001年12月時点の総預金残高の約15%というウェイトを占めている）。<http://www.communitycapitalbank.com/cgi/content.pl?action=press+releases+article&ID=63250990986846367>
 - 21) 上記2001/06/11インタビューより。
 - 22) 2001/06/11 ショアバンクの貸出案件審査会議に筆者が出席した際の審査内容より。
 - 23) ただし、これらの基準の最大のネックは、それを外部から検証し得ないことである。従って、その判定については多くの主体による多面的な評価を待つほかかならう。

参考文献

Boatright, J. R., (1999) *Ethics in Finance*, Blackwell Publishers Inc.

- CDFI Coalition, (1999) *Directory of Community Development Financial Institutions*
- Domini, A. L., (2001) *Socially Responsible Investing*, Dearborn Trade
- FDIC (2001) *Public Disclosure: CRA Performance Evaluation on ShoreBank*
- Ferguson, R. F. and Dickens, W. T. (eds.), (1999) *Urban Problems and Community Development*, Brookings Institution Press
- Friedmann, J., (1992) *Empowerment: The Politics of Alternative Development*, Blackwell, (斉藤千宏・雨森孝悦監訳『市民・政府・NGO—「力の剥奪」からエンパワメントへ』新評論, 1995年)
- Grzywinski, R., (1991) "The New Old-Fashioned Banking", *Harvard Business Review*, May-June 1991,
- 今田高俊 (1997) 「管理から支援へ——社会システムの構造転換をめざして——」『組織科学』Vol.30, No.3, p 4-15
- Kanter, R. M., (1999) "From Spare Change to Real Change", *Harvard Business Review*, May-June 1999
- 唐木宏一 (2001) 『コミュニティ・デベロップメント・バンクに関する一考察—「企業と社会」の観点から—』一橋大学大学院商学研究科修士論文
- Parzen, J. A. and Kieschnick, M. H., (1992) *Credit Where It's Due: Development Banking for Communities*, Temple Univ. Press,
- Putnam, R. D., (1993) *Making Democracy Work*, Princeton Univ. Press
- Sen, A. (1981) *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Clarendon Press (黒崎卓 山崎幸治訳『貧困と飢饉』岩波書店, 2000年)
- Shorebank Corporation (2002) *2001 Annual Report*
- 谷本寛治 (1987) 『企業権力の社会的制御』千倉書房
- 谷本寛治 (1999) 「企業社会論」一橋大学商学部経営学部門編『経営学概論』税務経理協会
- 谷本寛治 (2002) 『企業社会システムのリコストラクシオン』千倉書房 (近刊)
- 鶴見和子, 川田侃編 (1989) 『内発的発展論』東京大学出版会
- Taub, R. P., (1988) *Community Capitalism* (with Preface of 1998), Harvard Business School Press

2002年7月4日受稿

2002年7月31日レフェリーの審査をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)